

# J A 富山市の現況

(令和2年度富山市農業協同組合ディスクロージャー誌)

**富山市農業協同組合**

## 目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和2年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	7
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	23
7. 主な事業の内容	24

### 【経営資料】

#### I 決算の状況

1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	36
3. キャッシュ・フロー計算書	37
4. 注記表	38
5. 剰余金処分計算書	56
6. 部門別損益計算書	57
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	59
8. 会計監査人の監査	60

#### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	61
2. 利益総括表	62
3. 資金運用収支の内訳	62
4. 受取・支払利息の増減額	62

#### III 事業の概況

##### 1. 信用事業

###### (1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	63
② 定期貯金残高	63

###### (2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	63
② 貸出金の金利条件別内訳残高	63
③ 貸出金の担保別内訳残高	64
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	64
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	64

⑥ 貸出金の業種別内訳残高	64
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	65
⑧ リスク管理債権の状況	66
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	66
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	66
○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係	67
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
⑫ 出金償却の額	68
(3) 内国為替取扱実績	68
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	68
② 商品有価証券種類別平均残高	68
③ 有価証券残存期間別残高	68
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	68
② 金銭の信託の時価情報等	68
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	68
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	69
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	69
(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	69
(4) 年金共済の年金保有高	69
(5) 短期共済新契約高	69
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	70
(2) 受託販売品取扱実績	70
4. 指導事業	70

#### IV 経営諸指標

1. 利益率	71
2. 貯貸率・貯証率	71

#### V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	72
2. 自己資本の充実度に関する事項	74
3. 信用リスクに関する事項	76
4. 信用リスク削減手法に関する事項	79
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	79

6. 証券化エクスポージャーに関する事項	79
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	80
9. 金利リスクに関する事項	81

#### 【JAの概要】

1. 機構図	83
2. 役員一覧	84
3. 会計監査人の名称	84
4. 組合員数	84
5. 組合員組織の状況	84
6. 地区一覧	85
7. 店舗等のご案内	85
法定開示項目掲載ページ一覧	86

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。  
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

## ごあいさつ

平素より農協事業全般にわたり格段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動や生活様式が大きく制限されたことで、日本経済に甚大な影響を及ぼした1年でした。農業においても、飲食店等の営業自粛による外食用米の需要減により、主食用米の販売が伸び悩んでいることから、今後の需給調整の影響が懸念されるところであります。当JAにおきましては契約栽培米「ゆうだい21」等の実需に基づいた生産拡大を図っておりますが、米の需要減少に対応した生産への早急な転換が一層迫られることとなっております。

当JAは令和元年に「自己改革の実践による元気な富山県農業の実践」に基づく「農業者の所得増大」「地域活性化」を柱とした中期3ヶ年計画を策定し、この2年間「自己改革」に取り組んでまいりました。その中で、園芸生産物の生産拡大・農業者の所得増大を目的として平成29年にオープンしました農産物直売所「まんなか市場」はおかげさまで5年目を迎え、まんなか市場に出荷される直売会の会員数も170名を超えております。今年5月には店舗の増床を行い、地元消費者と生産者が交流し、地産地消の中核施設となるよう直売会と共に取り組んでまいります。

令和3年度は3ヶ年計画の最終年度を迎え、当JAは地域を支える存在として担い手の育成や農業用ドローン等スマート農業の普及推進を図り、将来を見据えた各地域の農業のあり方を確立するとともに、総合事業体の強みを生かして組合員の皆様の営農活動のサポートに役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様におかれましては、これまで以上に力強いご支援と温かいご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご繁栄とご健勝・ご多幸をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

富山市農業協同組合  
代表理事組合長 中川俊昭

## 1. 経営方針

### (1) 地域農業の活性化

- ・担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の充実化
- ・将来の地域農業を守る担い手の育成・受託体制の構築
- ・地域農業振興支援事業（富山市農協単独事業）
- ・次世代の組合員づくり
- ・地産・地消運動の推進

### (2) 農産物の生産・販売計画

- ・「所得増大」と「生産拡大」に向けた取り組み
- ・米品質向上生産運動の推進
- ・優良種子の安定生産
- ・園芸品目の生産拡大と新たな生産者の育成
- ・1億円産地づくりの推進
- ・まんなか市場・インショップでの販売拡大
- ・畜産の生産振興
- ・生産調整強化に対応した水田フル活用の取組み支援
- ・安全・安心な農産物の生産・販売
- ・スマート農業等の普及推進による省力化・生産コストの低減
- ・共同利用生産施設の整備

### (3) 愛される農協づくりとメンバーシップの強化による協同の理念の実践

- ・営農相談の充実
- ・地域に密着した農協づくり
- ・「食」「農」「協同組合」の理解の醸成
- ・メンバーシップの強化
- ・組合員組織の活性化

### (4) 総合事業基盤の強化と組織基盤の拡充のための健全経営の確立

- ・組合員、利用者の信頼に応える事業の展開
- ・収支・財務の健全化と透明性の高い経営の実現
- ・持続可能な経営体質の構築
- ・内部管理・コンプライアンス態勢の整備・強化

### ◇農業・農村の活性化

食と農を基軸として地域に根ざした協同組合を実現するため、総合事業を通じて農業・農村の活性化に努めます。

また、地域農業における未来の設計図となる「人・農地プラン」の実現に向け、

行政と連携し、地域での徹底した話し合いや、農地の集積・集約化に向けた取組に参加し、地域農業の将来の発展に努めていくとともに、農業後継者不足、高齢化が進展する中、認定農業者や集落営農組織の育成支援や新規就農者の発掘に努め、地域の担い手と連携を図りつつ、ジェイエーとやまサービスの拡充を図り、受託体制強化に努めていきます。

#### ◇農産物の生産・販売拡大

生産者への経営支援体制の強化を図るとともに、省力化技術や効果的かつ低価格な肥料農薬の提案、共同施設稼働率の向上による農業生産コストの低減やマーケットインに基づく販売戦略を推進し、農協自己改革の最重点課題である『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けて、JA グループ一丸となって取り組みます。

#### ◇愛される農協づくり

座談会の開催や各部会運営を通じて組合員の声を聴く活動を積極的に展開し「アクティブメンバーシップ」の確立に努めます。また、地域行事や食農教育活動に積極的に参加し、地域から愛される農協づくりに努めます。

## 2. 経営管理体制

### ◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

### 3. 事業報告

令和2年度は、水稻作況指数が103となりました。

当組合の出荷数は85,185.5俵(60kg)で、出荷契約数量86,104俵(60kg)に対して98.9%、上位等級比率は87.9%(前年85.4%)となりました。

一方、事業の展開では組合員皆様のご理解とご協力を賜りながら計画達成に努力してまいりました結果次のとおりとなりました。

年度末における総資金量は505億6,661万円で、前年度対比10億2,966万円増加し、当初計画を7億2,683万円上回りました。

調達面では、貯金残高447億7,610万円で、前年度対比12億1,815万円増加し、当初計画を9億2,610万円上回りました。

運用面では、預金残高372億2,503万円で、前年度対比14億8,855万円増加し、当初計画を12億9,479万円上回りました。

貸出金残高は62億9,659万円で、前年度対比1億7,764万円減少し、当初計画を3億40万円下回りました。

長期共済新契約高(年金共済含む)は104億8,651万円で、前年度対比12億6,735万円減少しました。

購買品供給高は14億2,951万円で、前年度対比1億104万円減少し、当初計画を2億249万円下回りました。

販売品取扱高は20億722万円で、前年度対比8,765万円増加し、当初計画を2,527万円上回りました。

収支面では、事業総利益8億8,279万円となり前年度対比1,852万円減少し、当初計画を1,375万円下回りました。

一方、事業管理費は8億5,340万円で前年度対比3,922万円減少し、当初計画を4,079万円下回りました。

事業総利益から事業管理費を差し引いた事業利益は2,939万円で、事業外・特別損益等を加減した当期剰余金は、615万円で前年度対比6,429万円減少し、当初計画を5,741万円下回りました。

剰余金処分案としましては、自己資本の充実と財務の健全化を図るため、長期安定資金として、利益準備金に200万円、任意積立金に8,000万円を繰り入れさせていただきますことは、組合員皆様の変わらぬご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

なお、資産査定規程及び金融検査マニュアルの示す基準に準拠し資産(貸出金、経済債

権等)の厳格なる自己査定を実施し、不健全債権について内容を精査するとともに、規定通り適切に個別貸倒引当金、一般貸倒引当金とあわせ総額 859 万円を引当金計上しております。

さらに、金融機関の健全性を示すと言われております自己資本比率は、令和 2 年度決算期末において、18.81% (行政庁が示す基準 4%以上、JA バンク自主基準 8%以上)であります。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

### (信用事業)

JA バンクでは、キャッシュレスが加速する中、インターネットバンキング・JA バンクアプリの利便性をお伝えし、組合員・利用者の皆様にメイン口座にさせていただけるようにお勧めしてまいりました。また、コロナ禍の影響により貯金残高は大きく増加し前年対比 102.8%の 447 億 7,610 万円となりました。一方貸出金については、農業融資は好調でありましたが、住宅ローンやマイカーローンの案件が少なかったこと、また繰上償還により貸付全体の残高は減少となり、前年対比 97.3%の 62 億 9,659 万円となりました。

### (共済事業)

JA 共済では、組合員・利用者の皆様への 3Q 訪問活動等を通じて、一人ひとりのライフプランに合わせた「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に努めてまいりました。新契約実績につきましては 265 万 5,993 ポイントで目標対比 89.2%となりました。長期共済新契約実績は 149 万 9,605 ポイントで目標対比 81.5%となりました。一方、短期共済新契約実績は昨年に引き続き重点的に取り組んでいる自動車共済の契約増が大きく貢献し 115 万 6,388 ポイントで目標対比 101.6%となりました。期末保有契約高につきましても、大量の契約満期到来による保有高の縮小現象に歯止めがかからず減少となりました。また、満期、病気、災害や事故等の共済金として 23 億 1,496 万円 (2,839 件)をお支払いさせていただきました。

### (購買事業)

生産資材については、肥料・農薬予約注文書において仕入コストを抑え、組合員の皆様へ良い品を安価で提供できるように努めてまいりました。生活物資については、コロナ禍において商品カタログ、ホームページを用いた商品紹介を行いました。また、直売所においても農協ブランドを広く地域の皆様に周知すべく取り組みまし

たが、購買供給高 14 億 2,951 万円で目標対比 87.5%、前年対比 93.3%となりました。

### （販売事業）

販売総額は 20 億 722 万円で、前年度対比 104.6%の結果になり 8,765 万円の増加となりました。

米の出荷実績は、出荷契約数量 86,104 俵（60 kg）に対し、85,185.5 俵（60 kg）の出荷実績は集荷率 98.9%でした。

米以外では、大麦 18,828kg、大豆 3,075 袋（30 kg）、水稻種子 838,770kg、大麦種子 27,000kg、大豆種子 26,610kg、屑米 166,580kg を販売しました。

また、野菜・花きは 1 億 2,000 万円、畜産物 1 億 4,456 万円を販売しました。

### （保管事業）

ラック式全自動低温倉庫や低温および準低温倉庫での保管により米の品質の保持に努めました。

年度末の保管米は 65,218 俵（60kg）で前年度と比較して 29,135 俵の増となりました。

### （利用事業）

#### ① 育苗センター

芽出苗 8,515 箱、硬化苗 62,876 箱で合計 71,391 箱を生産し良質苗の生産出荷に努めました。

#### ② 共同乾燥調製施設

ライスセンターの乾燥・調製は次のとおりであります。

米（30 kg）	本年度	前年度
東部 R C	24,150 袋	23,390 袋
中部 R C	16,582 袋	14,038 袋
西部 R C	9,943 袋	8,528 袋
南部 R C	18,107 袋	17,467 袋
計	68,782 袋	63,423 袋

### ③ 種子調製施設（新保）

優良種子の生産に努め、水稻種子 696,820 kg、大麦種子 27,000 kgを選別出荷致しました。

### ④ 大豆選別施設

優良品質の均一化に努め、134,760 kgを選別出荷致しました。

## （指導事業）

### ① 営農改善事業

生産者への経営支援体制の強化を図るとともに、効果的かつ低価格な肥料農薬の提案や共同利用施設への利用推進による農業生産コストの低減やマーケットインに基づく販売戦略を推進し、農協自己改革の最重点課題である『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けて、生産販売の強化に努めました。また、経営管理支援をはじめとし、補助事業や制度資金活用に関する支援に取り組み、認定農業者や集落営農組織等地域農業の担い手となる経営体への支援強化に努めるとともに、各地区運営委員会と連携を図り、「人・農地プランの実現」に向けた取り組みを実践し、地域農業を守る受託体制の整備や強化に努めました。

主穀作部門では、これまでの政府備蓄米・加工用米の販売枠を確保し、業務用米の販売需要に対応し、水田のフル活用による所得増大に努めました。

園芸部門では、まんなか市場及びインショップ販売を最大限に活用し、新たな生産者の育成及び生産量の拡大に努めるとともに、1億円産地品目として選定している馬鈴薯等の生産面積の拡大を図り、共選出荷量の拡大に努めました。

畜産部門では、資源循環型農業の取り組みを推進し、畜産振興支援事業や飼料作物栽培を支援し、経営の安定化と経営維持に向けた推進に努めました。

### ② 生活文化事業

日帰り人間ドック検診の受診者拡大に努め、低額負担で受診できるよう助成金による支援を行いながら、病気の早期発見・治療・生活習慣病の要因改善など組合員の健康管理支援に努めました。また、一般消費者への農協事業の広報や食の安全性・農業の重要性についての啓蒙に努めました。

### ③ 教育情報事業

農協店舗来店者へのふれあい活動、各種イベントを開催し、農産物の消費拡大・地産地消の取組み推進や地域の多様な組織と連携しながら、一般消費者への農協事業の広報活動に努めました。

## 4. 農業振興活動と地域貢献情報

### ◇ 協同組合の特性

当JAは、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

### ◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けた取り組み
- ・米の品質向上運動の展開
- ・新品種米ゆうだい21・富富富の生産拡大
- ・直売所を中心とした園芸作物振興
- ・主穀作農家の複合経営化の推進

### ◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

### ◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・小学校等での田植え体験授業
- ・JA直売所による地産地消促進

### 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、44,776百万円（うち定期積金の残高は1,688百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	37,057 百万円
そ の 他	7,718 百万円
合 計	44,776 百万円

## ◇ 地域への資金供給の状況

### (1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、6,296百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,969 百万円
そ の 他	1,326 百万円
合 計	6,296 百万円

### (2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

## ◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

### (1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・学校給食への地元農産物の提供支援
- ・税務相談会の開催
- ・介護施設等のイベントへの協力

### (2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・組合員組織の活性化支援
- ・座談会等の開催による組合員との意見交換の実施

### (3) 情報提供活動

- ・JA広報誌「農協だより」の発刊
- ・ホームページ、SNSを活用した情報発信

## ◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

### (1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを9人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取り組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

## 5. リスク管理の状況

### ◇ リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ

ることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ◇ 業務の適正を確保するための体制

### 〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

#### 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
  - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
  - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
  - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
  - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
  - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
  - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
  - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
  - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
  - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
  - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制
- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
  - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
  - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
  - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
  - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
  - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

## ◇ 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

### 当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

#### 1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

#### 2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

#### 3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

#### 4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

#### 5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

### ◇ 金融ADR制度への対応

#### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

#### 当JAの苦情等受付窓口

##### ・信用事業

金融共済部 金融課（電話：076-429-7501（月～金 9時～17時 祝祭日を除く））

##### ・共済事業

金融共済部 共済課（電話：076-429-7502（月～金 9時～17時 祝祭日を除く））

#### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

##### ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）

※ 平成31年4月1日以降、富山県JAバンク相談所は、（一社）JAバンク相談所へ運営を移管しております。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先 (住所・電話番号) につきましては、上記ホームページを  
ご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

#### マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

富山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

##### （運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

##### （マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

##### （反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

##### （組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

##### （外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

#### ◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

##### J A バンク利用者保護等管理方針

富山市農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

#### ◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

##### 金融円滑化にかかる基本方針

富山市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### ◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

#### 個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

##### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

## 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

## 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

## 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微(センシティブ)情報取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

### 情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

#### ◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

##### 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### ◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

##### 苦情受付窓口

富山市農業協同組合 本店 総務課

電話番号／076-429-7555

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、8時30分～17時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数
R2.4/2～4/7	令和元年度決算監事監査(全部門)	20
R2.6/9～6/16	内部監査Ⅰ	12
R2.8/4	内部監査Ⅱ(無通告監査)	3
R2.8/21～8/27	内部監査Ⅲ	8
R2.10/5～10/8	令和2年度上半期仮決算監事監査(全部門)	20
R2.12/9	内部監査Ⅳ(無通告監査)	4
R3.1/25～1/28	内部監査Ⅴ	9
監査延べ人数		76

## 6. 自己資本の状況

### ◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年2月末における自己資本比率は、18.81%となりました。

### ◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	富山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,753百万円（前年度4,759百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 7. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌28ページをご覧ください。

#### ◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌29ページをご覧ください。

#### ◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

#### ◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌30ページをご覧ください。

#### 〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌33ページをご覧ください。

#### 〔経済事業〕

##### ◇ 購買事業

組合員や地域住民の皆様が生産に必要な資材のほか、生活耐久材などの生活物資を購入しています。もともと、購買とは「買い取る・買い入れる」という意味で、J Aが物資を購入（計画的な大量購入による安い価格での仕入れ）し、流通経費を節約し、安価で安心な品質の良い品物を安定的に皆様に供給しています。

##### ◇ 販売事業

組合員の皆様が生産された農畜産物を共同販売しています。

また、計画的な出荷によって市場で有利な販売を行い、その代金を生産者の方々に精算しています。

##### ◇ 保管事業

組合員の皆様が生産され検査を受けた米・大豆等を出荷までの間、品質を保持するよう適切に保管しています。

##### ◇ 利用事業

生産や生活に必要な施設を共同利用施設として設置することで、組合員の皆様に利便を提供しています。（育苗センター、ライスセンター、種子センター）

##### ◇ 旅行センター

J A旅行センターでは農協観光とオンラインで結び、観光地・ホテル・航空券・J R切符・貸切バスなどの照会、予約、クーポン発券等の国内旅行に関する手配について個人から団体まで広く取り扱いしています。

##### ◇ 宅地等供給事業

不動産センターでは賃貸住宅、賃貸施設、定期借地権等を活用した多用な土地利用型複合事業の提案や土地の売却・取得等組合員ニーズに対応出来る情報収集体制と内部体制の整備を図り、信用に基づく事業を行っています。

[指導事業]

組合員の皆様が、効率よく営農活動（農畜産物の栽培や飼育）や生活活動（日々の暮らし）を行えるよう、各事業と密接に連携してサポートしています。

◇ **営農指導事業**

地域農業の振興のため、組合員や地域住民の皆様のライフスタイルに応じた農業支援を行っています。

◇ **生活指導事業**

組合員や地域住民の皆様の暮らしと健康を守るための活動や、多彩で豊かな暮らし作りに向けての活動を行っています。

## (2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

### ◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

### ◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	
期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上	
変動金利定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年、2年、3年	1円以上	
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

### 【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

### 【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当 JA の各支店をはじめ、全国の提携金融機関の ATM でご利用できます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK 放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JA カード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としとして、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J・Debit」 ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当 JA のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

## 【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和3年6月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれています。

### ○ 内国為替の取扱手数料

種 類		手 数 料					
振 込 手 数 料			当 JA 同一店舗内	当 JA 本支所間	系統金融機関		他金融機関
	電信	5万円未満	220円	330円	660円		660円
		5万円以上	440円	550円	880円		880円
	文書	5万円未満	220円	330円	660円		660円
		5万円以上	440円	550円	880円		880円
	自動化 機械		当 JA 同一店舗内	当 JA 本支所間	系統金融機関		他金融機関
					県内 JA	県外 JA	
		1万円未満	無料	110円	110円	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無料	110円	110円	220円	275円
		3万円以上	無料	110円	220円	330円	440円
	インターネット バンキング 利用		県内 JA		県外 JA		他金融機関
		1万円未満	無 料		110円		220円
		1万円以上 3万円未満	無 料		220円		275円
		3万円以上	無 料		330円		440円
	代金取立手数料		本支所間		富山交換所内		富山交換所外
普通		無 料		220円		880円	
至急				無 料		1,100円	
キズカ		880円					
保証小切手発行手数料	1枚	550円（但しJA都合は無料）					
送金・振込・取立の 組戻・返却	1件（1通）	880円					
給与振込	無 料						
他行宛地方税 振込手数料	440円						

※ 系統金融機関とは、県内 JA・県外 JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ A T M利用手数料（令和3年6月1日現在）

J A富山市のキャッシュカードでA T Mをご利用になる場合の利用手数料は次のとおりです。

● 富山県内J AのA T M利用

		出金	入金
平日	8:00 ~ 21:00	無料	無料
土曜	8:00 ~ 21:00	無料	無料
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	無料	無料

● ご利用可能時間帯のご案内

設置店舗	稼働時間	
南支店 中央支店	平日	8:00 ~ 21:00
	土曜・日曜・祝日	8:00 ~ 21:00

設置店舗	稼働時間	
燃料センター (給油所)	平日	8:00 ~ 19:00
	土曜・日曜・祝日	8:00 ~ 19:00

● セブン銀行(セブンイレブン)・ローソン・ファミリーマート等のA T M利用

		出金	入金
平日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料
	18:00 ~ 21:00	110円	110円
土曜	9:00 ~ 14:00	無料	無料
	14:00 ~ 17:00	110円	110円
日曜・祝日	9:00 ~ 17:00	110円	110円

● ゆうちょ銀行のA T M利用

		出金	入金
平日	8:00 ~ 8:45	220円	110円
	8:45 ~ 18:00	110円	110円
	18:00 ~ 21:00	220円	110円
土曜	8:00 ~ 9:00	220円	110円
	9:00 ~ 14:00	110円	110円
	14:00 ~ 21:00	220円	110円
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円	110円

※セブン銀行(セブンイレブン)・ゆうちょ銀行A T Mは通帳での取引(記帳等)は出来ません。

○ その他提携金融機関のA T M利用

お引き出しについて、地方銀行・都市銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫・コンビニA T M等でご利用いただけます。利用手数料は金融機関によって異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にお尋ねください。

○ その他の諸手数料

種 類		手 数 料
手形・小切手関係手数料	約束手形・為替手形帳	1冊(50枚) 1,100円
	小切手帳	1冊(50枚) 1,100円
その他	保証小切手発行手数料	1枚 550円
	残高証明書発行手数料	1通 550円
	証書・通帳再発行手数料	1枚(冊) 1,100円
	キャッシュカード再発行手数料	1枚 1,100円
	J A ネットバンクサービス利用手数料	月額 無料

## 【主な共済仕組み一覧】

### ○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。

### ○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

### ○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

# 【經營資料】

# I 決算の状況

## 1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度		令和元年度	令和2年度
(資産の部)			(負債の部)		
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>42,744,538</b>	<b>43,985,205</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>43,721,591</b>	<b>44,854,062</b>
(1)現金	336,829	250,196	(1)貯金	43,557,944	44,776,102
(2)預金	35,736,481	37,225,031	(2)借入金	6,426	4,284
系統預金	35,735,617	37,224,940	(3)その他の信用事業負債	157,221	73,675
系統外預金	864	90	未払費用	7,300	2,966
(3)貸出金	6,474,243	6,296,594	その他の負債	149,920	70,708
(4)その他の信用事業資産	220,479	216,933	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>256,061</b>	<b>175,376</b>
未収収益	206,575	196,599	(1)共済資金	173,174	94,333
その他の資産	13,904	20,334	(2)共済未払利息	-	-
(5)貸倒引当金	△ 23,495	△ 3,550	(3)未経過共済付加収入	85,840	80,804
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>65</b>	<b>34</b>	(4)その他の共済事業負債	45	238
(1)共済未収利息	-	-	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>203,976</b>	<b>222,447</b>
(2)その他の共済事業資産	65	34	(1)経済事業未払金	187,447	201,291
(3)貸倒引当金	-	-	(2)経済受託債務	16,529	21,156
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,017,528</b>	<b>933,801</b>	<b>4. 雑負債</b>	<b>86,261</b>	<b>102,085</b>
(1)経済事業未収金	172,924	120,316	(1)未払法人税等	6,792	2,865
(2)経済受託債権	630,609	603,373	(2)その他の負債	79,469	99,219
(3)棚卸資産	223,841	211,910	<b>5. 諸引当金</b>	<b>499,489</b>	<b>450,586</b>
購買品	223,841	211,910	(1)賞与引当金	15,345	13,801
(4)その他の経済事業資産	3,206	3,249	(2)退職給付引当金	471,253	421,623
(5)貸倒引当金	△ 13,052	△ 5,048	(3)役員退職慰労引当金	12,891	15,160
<b>4. 雑資産</b>	<b>132,643</b>	<b>153,709</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>44,767,381</b>	<b>45,804,558</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>1,856,679</b>	<b>1,799,758</b>	(純資産の部)		
(1)有形固定資産	1,855,336	1,798,458	<b>1. 組合員資本</b>	<b>4,769,567</b>	<b>4,762,058</b>
建物	2,231,497	2,231,497	(1)出資金	1,125,550	1,120,022
機械装置	821,025	849,594	(2)資本準備金	8,882	8,882
土地	686,638	686,638	(3)利益剰余金	3,640,269	3,635,238
その他の有形固定資産	676,191	675,161	利益準備金	1,227,000	1,242,000
減価償却累計額	△ 2,560,015	△ 2,644,433	その他利益準備金	2,413,269	2,393,238
(2)無形固定資産	1,342	1,300	肥料協同購入積立金	1,424	1,424
<b>6. 外部出資</b>	<b>3,665,011</b>	<b>3,664,011</b>	税効果調整積立金	120,483	30,096
系統出資	3,588,321	3,588,321	リスク管理積立金	370,000	400,000
系統外出資	73,840	72,840	電算システム機能強化等積立金	100,000	100,000
子会社等出資	2,850	2,850	施設整備積立金	450,000	480,000
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>120,483</b>	<b>30,096</b>	特別積立金	1,197,600	1,197,600
			当期未処分剰余金	173,762	184,118
			(うち当期剰余金)	(70,444)	(6,150)
			(4)処分未済持分	△ 5,134	△ 2,084
			<b>純資産の部合計</b>	<b>4,769,567</b>	<b>4,762,058</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>49,536,949</b>	<b>50,566,616</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>49,536,949</b>	<b>50,566,616</b>

## 2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度		令和元年度	令和2年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>901,319</b>	<b>882,793</b>	(11)加工・利用事業収益	144,740	141,740
事業収益	2,399,976	2,267,322	(12)加工・利用事業費用	87,156	87,705
事業費用	1,498,656	1,384,528	<b>加工・利用事業総利益</b>	<b>57,584</b>	<b>54,035</b>
(1)信用事業収益	317,576	296,680	(13)宅地等供給事業収益	11,627	12,706
資金運用収益	301,465	280,930	(14)宅地等供給事業費用	381	594
(うち預金利息)	190,310	181,028	<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>11,246</b>	<b>12,112</b>
(うち貸出金利息)	96,377	91,626	(15)その他事業収益	42,257	52,682
(うちその他受入利息)	14,777	8,275	(16)その他事業費用	17,481	25,298
役務取引等収益	12,217	11,523	<b>その他事業総利益</b>	<b>24,775</b>	<b>27,383</b>
その他経常収益	3,893	4,226	(17)指導事業収入	9,208	9,183
(2)信用事業費用	24,660	16,938	(18)指導事業支出	31,321	26,621
資金調達費用	10,138	6,542	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 22,112</b>	<b>△ 17,437</b>
(うち貯金利息)	8,174	4,844	<b>2. 事業管理費</b>	<b>892,630</b>	<b>853,402</b>
(うち給付補填備金繰入)	1,357	1,316	(1)人件費	605,992	576,615
(うちその他支払利息)	606	381	(2)業務費	84,203	79,881
役務取引等費用	3,054	2,761	(3)諸税負担金	31,887	29,411
その他経常費用	11,467	7,635	(4)施設費	165,754	162,916
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 18,694	△ 19,944	(5)その他事業管理費	4,792	4,577
<b>信用事業総利益</b>	<b>292,915</b>	<b>279,741</b>	<b>事業利益</b>	<b>8,688</b>	<b>29,391</b>
(3)共済事業収益	218,950	210,691	<b>3. 事業外収益</b>	<b>88,960</b>	<b>73,746</b>
共済付加収入	203,934	196,423	(1)受取雑利息	-	13
その他の収益	15,015	14,268	(2)受取出資配当金	72,224	58,579
(4)共済事業費用	7,192	7,489	(3)賃貸料	14,579	13,674
共済推進費	5,208	5,738	(4)雑収入	2,156	1,479
共済保全費	81	-	<b>4. 事業外費用</b>	<b>3,517</b>	<b>3,683</b>
その他の費用	1,902	1,750	(1)寄付金	60	40
<b>共済事業総利益</b>	<b>211,758</b>	<b>203,201</b>	(2)雑損失	3,457	3,643
(5)購買事業収益	1,577,334	1,471,475	(うち貸倒引当金戻入益)	△ 6	-
購買品供給高	1,530,553	1,429,510	<b>経常利益</b>	<b>94,132</b>	<b>99,454</b>
修理サービス料	40,025	36,548	<b>5. 特別利益</b>	<b>41,290</b>	-
その他の収益	6,755	5,416	(1)固定資産処分益	11,290	-
(6)購買事業費用	1,352,294	1,255,491	(2)育苗ハウス共済金	30,000	-
購買品供給原価	1,319,518	1,224,662	<b>6. 特別損失</b>	<b>30,444</b>	<b>0</b>
購買品供給費	5,057	6,097	(1)固定資産処分損	444	0
その他の費用	27,718	24,731	(2)固定資産圧縮損	30,000	-
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 897	△ 5,172	<b>税引前当期利益</b>	<b>104,978</b>	<b>99,454</b>
<b>購買事業総利益</b>	<b>225,039</b>	<b>215,983</b>	<b>7. 法人税・住民税及び事業税</b>	<b>14,333</b>	<b>2,917</b>
(7)販売事業収益	86,340	83,941	<b>8. 法人税等調整額</b>	<b>20,200</b>	<b>90,387</b>
販売手数料	73,915	73,030	<b>法人税等合計</b>	<b>34,533</b>	<b>93,304</b>
その他の収益	12,425	10,910	<b>当期剰余金</b>	<b>70,444</b>	<b>6,150</b>
(8)販売事業費用	4,450	36	<b>前期繰越剰余金</b>	<b>83,117</b>	<b>87,580</b>
その他の費用	4,450	36	<b>目的積立金取崩額</b>	<b>20,200</b>	<b>90,387</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	539	△ 2,831	<b>当期未処分剰余金</b>	<b>173,762</b>	<b>184,118</b>
<b>販売事業総利益</b>	<b>81,889</b>	<b>83,905</b>			
(9)保管事業収益	29,651	36,162			
(10)保管事業費用	11,427	12,294			
<b>農業倉庫事業総利益</b>	<b>18,223</b>	<b>23,867</b>			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度		令和元年度	令和2年度
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	104,978	99,455	その他の資産の純増(△)減	△ 51,416	△ 21,080
減価償却費	96,847	92,706	その他の負債の純増減(△)	△ 46,375	16,133
減損損失	-	-	未払消費税等の増減(△)額	△ 230	5,390
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 19,107	△ 27,949	信用事業資金運用による収入	317,239	290,985
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 157	△ 1,543	信用事業資金調達による支出	△ 15,357	△ 10,495
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,310	△ 49,629	共済貸付金利息による収入	-	-
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 5,521	2,269	共済借入金利息による支出	-	-
信用事業資金運用収益	△ 301,465	△ 280,930	事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	-
信用事業資金調達費用	10,139	6,542	小 計	△ 109,356	
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 72,225	△ 58,579	雑利息及び出資配当金の受取額	72,225	58,579
支払雑利息	-	-	雑利息の支払額	1	4
有価証券関係損益(△は益)	-	-	法人税等の支払額	△ 11,612	△ 6,843
固定資産売却損益(△は益)	△ 11,290	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,742	851,946
外部出資関係損益(△は益)	-	-	<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
その他固定資産関係損益(△は益)	30,445	-	有価証券の取得による支出	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	-	-
貸出金の純増(△)減	△ 437,382	177,649	有価証券の償還による収入	-	-
預金の純増(△)減	△ 100,000	△ 600,000	補助金等の受入による収入	-	-
貯金の純増減(△)	298,704	1,218,158	固定資産の取得による支出	△ 82,364	△ 35,785
信用事業借入金の純増減(△)	△ 2,142	△ 2,142	固定資産の売却による収入	45,868	-
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 7,356	△ 6,533	外部出資による支出	△ 516,980	-
その他の信用事業負債の純増減(△)	55,115	△ 79,569	外部出資の売却等による収入	-	1,000
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 553,658	△ 34,785
共済貸付金の純増(△)減	-	-	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
共済借入金の純増減(△)	-	-	設備借入れによる収入	-	-
共済資金の純増減(△)	44,326	△ 78,841	設備借入金の返済による支出	-	-
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 2,510	△ 2,036	出資の増額による収入	58,989	42,285
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△ 57,723	△ 46,348
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	4,012	52,608	持分の譲渡による収入	△ 5,134	△ 2,084
経済受託債権の純増(△)減	△ 11,657	27,236	持分の取得による支出	5,498	2,084
棚卸資産の純増(△)減	7,061	11,931	出資配当金の支払額	△ 11,245	△ 11,181
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	5,477	13,843	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,615	△ 15,244
経済受託債務の純増減(△)	△ 2,819	4,627	<b>4. 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>△ 612,015</b>	<b>801,917</b>
			<b>5. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>1,585,325</b>	<b>973,310</b>
			<b>6. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>973,310</b>	<b>1,775,227</b>

#### 4. 注記表

##### (令和元年度分)

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

###### (2) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

###### ②棚卸資産

購買品（肥料、農薬）

…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車）

…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）

…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

###### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

##### (3) 引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと

認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## (5) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 棚卸資産の評価方法

肥料・農薬の評価方法は、従来、売価還元法によりましたが、システム更改に伴うデータ整備により商品ごとの数量管理が可能となったため、当事業年度から総平均法に変更しました。

当該会計方針の変更については、システム更改に伴うデータ整備が前事業年度の

期中からの対応であり、過去に遡及しての総平均法による単価計算が実務上不可能であることより、前事業年度末の当該購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。なお、この変更による影響は軽微です。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業毎の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,412,038千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620千円、構築物 49,760千円、機械及び装置 719,037千円、車両運搬具 5,237千円、器具備品 30,382千円

#### (2) 担保に供している資産

預金 1,900,000千円は為替取引の担保に供しています。

#### (3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	11,410千円
金銭債務	13,442千円

#### (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権、金銭債務はありません。

#### (5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は96,106千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,106千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	35,371 千円
うち事業取引高	35,371 千円
② 子会社等との取引による費用総額	508 千円
うち事業取引高	508 千円

### (追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各

支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,282千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	35,736,481	35,738,361	1,880
貸出金	6,474,833		
貸倒引当金	△23,495		
貸倒引当金控除後	6,451,338	6,571,516	120,178
資産計	42,187,819	42,309,877	
貯金	43,557,944	43,572,174	14,229
負債計	43,557,944	43,572,174	14,229

※ 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 589 千円を含めています。

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額

から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

**【負債】**

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,665,011

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	35,736,481	-	-	-	-	-
貸出金	930,854	441,079	381,197	338,372	296,859	4,085,624
合計	36,667,335	441,079	381,197	338,372	296,859	4,085,624

※ 貸出金のうち、当座貸越 207,126 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※ 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 257 千円は償還の予定が見込まれないため、含んでいません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	36,757,219	3,736,318	2,201,474	306,536	436,915	119,481

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 7. 退職給付に関する注記

### (1) 退職給付に関する注記

#### ①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### ②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	467,942 千円
退職給付費用	37,933 千円
退職給付の支払額	△32,124 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△2,498 千円
期末における退職給付引当金	<u>471,253 千円</u>

#### ③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	512,597 千円
特定退職金共済制度	△41,344 千円
未積立退職給付債務	<u>471,253 千円</u>
退職給付引当金	471,253 千円

#### ④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	37,933 千円
----------------	-----------

### (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,965千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は98,949千円となっています。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,586 千円
賞与引当金	4,864 千円
役員退職慰労引当金	3,558 千円
退職給付引当金	130,066 千円
JA バンク 支援積立金	6,152 千円
減損損失否認	11,834 千円
その他	6,829 千円
繰延税金資産小計	166,889 千円
評価性引当額	△46,406 千円
繰延税金資産合計	120,483 千円
繰延税金資産の純額	120,483 千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.5%
住民税均等割等	2.6%
評価性引当額の増減	10.7%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.9%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当事業年度から適用しています。

(令和2年度分)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産

購買品(肥料、農薬)

…総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(農機具製品、自動車)

…個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外の購買品)

…売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

#### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## (5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,412,038千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620 千円、構築物 49,760 千円、機械及び装置 719,037 千円、車両運搬具 5,237 千円、器具備品 30,382 千円

(2) 担保に供している資産

① 預金 1,900,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	12,267 千円
金銭債務	8,906 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権、金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。延滞債権額は 40,251 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 40,251 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 子会社等との取引総額

①子会社等との取引による収益総額	27,640	千円
うち事業取引高	27,640	千円
②子会社等との取引による費用総額	508	千円
うち事業取引高	508	千円

#### (追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

##### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

##### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が16,897千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価に関する事項

### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	37,225,031	37,225,519	488
貸出金	6,316,623		
貸倒引当金	△3,550		
貸倒引当金控除後	6,313,072	6,421,104	108,031
資産計	43,538,103	43,646,623	108,520
貯金	44,776,102	44,784,850	8,747
負債計	44,776,102	44,784,850	8,747

※ 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 20,028 千円を含めています。

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## ②金融商品の時価の算定方法

### 【資産】

#### i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

### i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

### ③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,011

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

### ④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37,225,031	-	-	-	-	-
貸出金	844,291	411,856	371,444	329,378	296,373	4,043,249
合計	38,069,322	411,856	371,444	329,378	296,373	4,043,249

※ 貸出金のうち、当座貸越 153,735 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

### ⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	38,207,801	2,398,101	3,305,459	451,796	301,480	111,464

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5. 退職給付に関する注記

### (1) 退職給付に関する注記

#### ①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### ②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	471,253千円
退職給付費用	37,355千円
退職給付の支払額	△84,601千円
特定退職金共済制度への拠出金	△2,384千円
期末における退職給付引当金	<u>421,623千円</u>

#### ③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	456,701千円
特定退職金共済制度	△35,077千円
未積立退職給付債務	<u>421,623千円</u>
退職給付引当金	421,623千円

#### ④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	37,355千円
----------------	----------

### (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,295千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は94,776千円となっています。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,375 千円
役員退職慰労引当金	4,184 千円
退職給付引当金	116,368 千円
J Aバンク支援積立金	6,212 千円
減損損失否認	10,276 千円
その他	6,058 千円
繰延税金資産小計	147,473 千円
評価性引当額 ※	△117,377 千円
繰延税金資産合計	30,096 千円
繰延税金資産の純額	30,096 千円

※評価性引当額が、70,971 千円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収

可能性を見直した結果、解消が長期にわたる将来減算一時差異に係る繰延税金資産を取り崩したことによるものです。

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.1%
住民税均等割等	2.7%
評価性引当額の増減	71.4%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	93.8%

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
1. 当期末処分剰余金	173,762	184,118
計	173,762	184,118
2. 剰余金処分額	86,181	93,176
(1)利益準備金	15,000	2,000
(2)任意積立金	60,000	80,000
うちリスク管理積立金	30,000	60,000
うち施設整備積立金	30,000	20,000
(3)出資配当金	11,181	11,176
うち普通出資に対する配当金	11,181	11,176
(4)事業分量配当金	-	-
3. 次期繰越剰余金	87,580	90,941

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和元年度 1.0% 令和2年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動に備え農家負担の軽減を図り、農家の経営安定に資するため	1,424千円 肥料価格が上昇し、農家負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立額を限度として価格上昇分を取崩す
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の減少が生じたときの当該金額
リスク管理積立金	有価証券のリスク負担、外部出資、貸出金等不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、事務リスク、農林年金の制度完了に係る損失、米の販売業務における急激な価格変動、これら損失発生への補填に備え、自己資本を充実し経営の健全性を確保するため	4億円 有価証券運用を上回る売却損、評価損が生じた場合、自己査定による貸出金及び外部出資等の償却・引当、固定資産の償却・処分損及び減損、事務リスク、農林年金の制度完了に係る損失、米の精算にかかる損失が生じた場合
電算システム機能強化等積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備えるため	1億円 次期JASTEMシステム等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合
施設整備積立金	各施設の取壊し、取得及び減価償却費、保守修繕等にかかる経費負担に備えるため	5億円 施設の取壊し、取得、減価償却費、保守修繕等で多額の費用を要したとき、相当額を取崩す

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和元年度 4,000千円

令和2年度 500千円

6. 部門別損益計算書  
(令和元年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 2,655,143	354,988	222,849	1,221,128	842,390	13,788	
事業費用	② 1,723,805	47,048	8,820	905,313	730,490	32,134	
事業総利益 (①-②)	③ 931,334	307,940	214,029	315,815	111,900	△ 18,346	
事業管理費 (うち減価償却費)	④ 918,386	205,577	135,512	327,390	175,475	76,432	
(うち人件費)	⑤ (99,712)	(12,233)	(7,877)	(64,333)	(10,628)	(4,641)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑥ (618,124)	(132,637)	(104,890)	(189,123)	(131,980)	(59,494)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦	50,226	29,445	77,182	27,322	8,779	▲ 192,954
(うち人件費)	⑧	(6,857)	(4,020)	(10,538)	(3,730)	(1,199)	▲ 26,344
	⑨	(22,636)	(13,320)	(34,825)	(12,276)	(4,005)	▲ 87,062
事業利益 (③-④)	⑩ 12,948	102,363	80,517	△ 11,575	△ 63,575	△ 94,778	
事業外収益	⑪ 56,355	35,565	9,896	7,950	2,250	700	
うち共通分	⑫	3,990	2,339	6,130	2,169	697	▲ 15,325
事業外費用	⑬ 1,306	368	297	434	152	55	
うち共通分	⑭	225	133	348	123	40	▲ 869
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮ 67,998	137,560	90,116	△ 4,059	△ 61,477	△ 94,133	
特別利益	⑯ 89,426	22,274	13,058	36,479	12,117	5,498	
うち共通分	⑰	22,274	13,058	34,229	12,117	3,893	▲ 85,571
特別損失	⑱ 94,795	23,672	13,877	40,231	12,877	4,138	
うち共通分	⑲	23,672	13,877	36,376	12,877	4,138	▲ 90,940
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳ 62,628	136,162	89,297	△ 7,811	△ 62,237	△ 92,773	
営農指導事業分配賦額	㉑	10,112	4,546	61,601	16,514	△ 92,773	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒ 62,628	126,050	84,751	△ 69,412	△ 78,751		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26.0	15.3	40.0	14.1	4.6	100
営農指導事業	10.9	4.9	66.4	17.8		100

(令和2年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 2,315,264	296,680	210,691	1,102,000	696,709	9,184	
事業費用	② 1,432,469	16,938	7,490	793,530	587,889	26,622	
事業総利益 (①-②)	③ 882,795	279,742	203,201	308,470	108,820	△ 17,438	
事業管理費	④ 853,403	189,839	131,062	292,478	165,616	74,408	
(うち減価償却費)	⑤ (92,706)	(10,558)	(7,800)	(57,788)	(11,723)	(4,837)	
(うち人件費)	⑥ (420,922)	(87,103)	(77,632)	(114,042)	(93,358)	(48,787)	
うち共通管理費	⑦	52,681	33,041	80,387	34,364	9,578	▲ 210,051
(うち減価償却費)	⑧	(5,416)	(3,397)	(8,264)	(3,533)	(985)	▲ 21,595
(うち人件費)	⑨	(26,415)	(16,567)	(40,306)	(17,231)	(4,803)	▲ 105,321
事業利益 (③-④)	⑩ 29,392	89,903	72,139	15,992	△ 56,796	△ 91,846	
事業外収益	⑪ 73,746	51,937	11,017	7,611	2,488	693	
うち共通分	⑫	3,796	2,381	5,793	2,476	693	▲ 15,136
事業外費用	⑬ 3,683	1,704	206	477	1,224	72	
うち共通分	⑭	178	111	269	115	32	▲ 705
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮ 99,454	140,136	82,950	23,126	△ 55,532	△ 91,225	
特別利益	⑯ -	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰						
特別損失	⑱ -	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑲						
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳ 99,454	140,136	82,950	23,126	△ 55,532	△ 91,225	
営農指導事業分配賦額	㉑	9,944	4,470	60,574	16,237	△ 91,225	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒ 99,454	130,192	78,480	△ 37,448	△ 71,769		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25.1	15.7	38.3	16.3	4.6	100
営農指導事業	10.9	4.9	66.4	17.8		100

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年5月29日

富山市農業協同組合

代表理事組合長 中 川 俊 昭

## 8. 会計監査人の監査

2019年度及び2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## Ⅱ 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	2,756	2,712	2,711	2,437	2,315
信用事業収益	387	370	354	317	296
共済事業収益	228	224	222	218	210
農業関連事業収益	1,264	1,193	1,221	1,120	1,102
生活その他事業収益	808	851	842	771	696
経 常 利 益	41	56	67	94	99
当 期 剰 余 金	10	84	50	70	6
出 資 金	1,112	1,122	1,132	1,125	1,120
( 出 資 口 数 )	1,112,196	1,122,954	1,132,020	1,125,550	1,120,022
純 資 産 額	4,617	4,681	4,717	4,769	4,762
総 資 産 額	48,865	49,072	49,131	49,536	50,566
貯 金 等 残 高	43,024	43,224	43,259	43,557	44,776
貸 出 金 残 高	6,362	6,198	6,036	6,474	6,296
有 価 証 券 残 高	-	-	-	-	-
剰 余 金 配 当 金 額	11	22	11	11	11
出 資 配 当 額	11	22	11	11	11
事 業 利 用 分 量 配 当 額	-	-	-	-	-
職 員 数	122	132	128	127	121
単 体 自 己 資 本 比 率	23.30%	21.24%	21.64%	18.73%	18.81%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資 金 運 用 収 支	291	274	△ 17
役 務 取 引 等 収 支	9	8	△ 1
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 7	△ 3	4
信 用 事 業 粗 利 益	292	279	△ 13
( 信 用 事 業 粗 利 益 率 )	0.70	0.65	△ 0
事 業 粗 利 益	901	974	73
( 事 業 粗 利 益 率 )	1.85	1.97	0.12
事 業 純 益		118	
実 質 事 業 純 益		120	
コ ア 事 業 純 益		120	
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)		120	

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用  
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)  
 4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 5. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取配资当金+金銭の信託運用見合費用  
 6. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 7. 事業純益=事業粗利益-一般管理費-一般貸倒引当金繰入額  
 8. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額  
 9. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益  
 10. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	41,808	301	0.72	42,903	280	0.65
う ち 預 金	35,445	205	0.58	36,206	189	0.52
う ち 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
う ち 貸 出 金	6,363	96	1.51	6,415	91	1.42
資 金 調 達 勘 定	43,125	10	0.02	44,093	6	0.01
う ち 貯 金・定 期 積 金	43,118	10	0.02	44,012	6	0.01
う ち 借 入 金	7	-	0.00	5	-	-
総 資 金 利 ざ や	-		0.22	-		0.21

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)  
 2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高  
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 37	△ 21
う ち 預 金	△ 14	△ 16
う ち 有 価 証 券	-	-
う ち 貸 出 金	△ 22	△ 5
支 払 利 息	△ 5	△ 4
う ち 貯 金・定 期 積 金	△ 5	△ 4
う ち 譲 渡 性 貯 金	-	-
う ち 借 入 金	-	-
差 引	△ 32	△ 17

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	15,213	35.3	17,109	38.9	1,896
定 期 性 貯 金	27,872	64.6	26,867	61.0	△ 1,005
そ の 他 の 貯 金	31	0.1	35	0.1	4
計	43,118	100.0	44,011	100.0	893
譲 渡 性 貯 金	-	0.0	-	0.0	-
合 計	43,118	100.0	44,011	100.0	893

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

##### ② 定期貯金残高

(単位百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	25,797	100.0	24,841	100.0	△ 956
うち 固 定 金 利 定 期	25,797	100.0	24,841	100.0	△ 956
うち 変 動 金 利 定 期	-	0.0	-	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

##### (2) 貸出金等に関する指標

##### ① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手 形 貸 付	76	59	△ 17
証 書 貸 付	6,068	6,159	91
当 座 貸 越	218	196	△ 22
割 引 手 形	-	-	0
合 計	6,362	6,414	52

##### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	4,246	65.6	4,189	66.5	△ 57
変 動 金 利 貸 出	2,013	31.1	1,949	31.0	△ 64
そ の 他 貸 出	213	3.3	158	2.5	△ 55
合 計	6,474	100.0	6,296	100.0	△ 178

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
貯金・定期積金等	153		112		△ 41
有価証券	-		-		0
動産	-		-		0
不動産	354		318		△ 36
その他担保物	-		-		0
小 計	507		430		△ 77
農業信用基金協会保証	3,816		3,656		△ 160
その他保証	457		531		74
小 計	4,273		4,187		△ 86
信 用	1,693		1,677		△ 16
合 計	6,474		6,296		△ 178

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	4,291	66.3	4,144	65.8	△ 147
運転資金	2,179	33.7	2,152	34.2	△ 27
合 計	6,474	100.0	6,296	100.0	△ 178

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	712	11.0	662	10.5	△ 50
林 業	-	0.0	-	0.0	0
水 産 業	-	0.0	-	0.0	0
製 造 業	534	8.2	480	7.6	△ 54
鉱 業	13	0.2	13	0.2	0
建設・不動産業	391	6.0	360	5.7	△ 31
電気・ガス・熱供給水道業	45	0.7	43	0.7	△ 2
運輸・通信業	47	0.7	55	0.9	8
金融・保険業	1,148	17.7	1,145	18.2	△ 3
卸売・小売・サービス業・飲食業	620	9.6	577	9.2	△ 43
地方公共団体	-	0.0	-	0.0	0
非営利法人	-	0.0	-	0.0	0
そ の 他	2,958	45.7	2,957	47.0	△ 1
合 計	6,474	100.0	6,296	100.0	△ 178

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	401	419	18
穀 作	138	134	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	13	16	3
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	0
工 芸 作 物	-	-	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	14	24	10
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	0
養 蚕	-	-	0
そ の 他 農 業	235	245	10
農 業 関 連 団 体 等	-	-	0
合 計	401	419	18

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	205	192	△ 13
農 業 制 度 資 金	196	229	33
農 業 近 代 化 資 金	165	191	26
そ の 他 制 度 資 金	30	38	8
合 計	401	421	20

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	-	-	0
延 滞 債 権 額	96	40	△ 56
3 ヲ月 以 上 延 滞 債 権 額	-	-	0
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	-	-	0
合 計	96	40	△ 56

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	元年度	23	2	0	20	23
	2年度	-	-	-	-	-
危 険 債 権	元年度	72	25	45	1	72
	2年度	40	12	26	1	40
要 管 理 債 権	元年度	-	-	-	-	-
	2年度	-	-	-	-	-
小 計	元年度	96	28	45	22	96
	2年度	40	12	26	1	40
正 常 債 権	元年度	6,395				
	2年度	6,273				
合 計	元年度	6,491				
	2年度	6,313				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

# ○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位:百万円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象:信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象:貸出金)	
破綻先	0	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	-
実質破綻先	0		延滞債権	40
破綻懸念先	45	危険債権	40	
要注意先	要管理先	0	要管理債権	-
	その他要注意先	64	3ヵ月以上延滞債権	-
正常先	6,272	正常債権	貸出条件緩和債権	-
その他	0		6,273	

### ●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

### ●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

### ●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

### ●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

#### i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

#### ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

### ●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

### ●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

### ●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

### ●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

### ●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

### ●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

### ●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

### ●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

### ●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

### ●3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

### ●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	22	1	—	22	1	1	2	—	1	2
個別貸倒引当金	33	35	—	33	35	35	6	—	35	6
合 計	55	36	—	55	36	36	8	—	36	8

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3)内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		令和元年度		令和2年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	6,186	40,148	5,661	44,763
	金額	4,750	9,237	3,789	10,189
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	692	251	672	266
	金額	46	6	68	5
合 計	件数	6,878	40,399	6,333	45,029
	金額	4,796	9,243	3,857	10,194

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5)有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	314	34,703	355	33,175
定期生命共済	13	46	11	46
養老生命共済	148	12,369	115	10,913
うちこども共済	134	2,179	91	2,115
医療共済	5	1,269	0	1,175
がん共済	-	45	-	42
定期医療共済	-	236	-	220
介護共済	23	157	26	184
年金共済	-	-	-	-
建物更生共済	11,248	91,127	9,976	89,401
合計	11,753	139,955	10,486	135,158

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	12	0	12
がん共済	0	1	0	1
定期医療共済	0	0	0	0
合計	0	13	0	13

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	26	240	28	268
生活障害共済(一時金型)	-	-	44	44
生活障害共済(定期年金型)	1	1	-	1
特定重度疾病共済	-	-	36	36

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	54	572	74	615
年金開始後	-	411	-	399
合計	54	984	74	1,015

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

### (5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	16	15	16	14
自動車共済	-	126	-	123
傷害共済	15	4	7	3
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	18	0	16	0
賠償責任共済	-	0	-	0
自賠責共済	-	10	-	8
合計	34	156	33	150

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

### 3. 経済事業取扱実績

#### (1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和元年度	令和2年度
生 産 資 材	肥 料	183,936	177,924
	農 薬	203,082	194,916
	農 機 具	302,767	271,107
	飼 料	32,689	40,269
	生 産 雑 資 材	85,842	95,364
	計	808,318	779,581
生 活 物 資	米	24,282	25,379
	食 料 品	32,558	31,894
	酒 ・ 塩 ・ タ バ コ	17,350	15,595
	衣 料 品 ・ 装 飾 品	9,047	7,441
	日 用 品	13,428	14,451
	燃 料	36,193	38,749
	油 類	359,333	307,946
	自 動 車	74,885	65,591
	そ の 他 耐 久 資 材	155,154	142,878
計	722,235	649,928	
合 計		1,530,553	1,429,510

#### (2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和元年度	令和2年度
農 産 物	米	1,376,249	1,338,274
	麦	1,646	1,125
	豆 類 ・ 雑 穀	25,078	25,505
	種 苗	277,748	377,748
	野 菜	86,913	109,269
	花 卉 ・ 花 木	10,250	10,735
畜 産 物		141,687	144,568
合 計		1,919,574	2,007,227

### 4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和元年度	令和2年度
収 入	賦 課 金	2,627	2,599
	指 導 事 業 補 助 金	6,581	6,584
	計	9,208	9,183
支 出	営 農 改 善 費	21,949	21,510
	生 活 文 化 事 業 費	2,582	2,067
	教 育 情 報 費	6,788	3,043
	計	31,321	26,621

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位:%)

項目	令和元年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.19	0.20	0.01
資本経常利益率	1.97	2.08	0.12
総資産当期純利益率	0.14	0.01	△ 0.13
資本当期純利益率	1.47	0.01	△ 1.46

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和元年度	令和2年度	増減
貯貸率	期末	14.86	14.06	△ 0.80
	期中平均	14.76	14.58	△ 0.18
貯証率	期末	0.00	0.00	0.00
	期中平均	0.00	0.00	0.00

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	前期末		当期末
		経過措置による不算入額	
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,758		4,750
うち、出資金及び資本準備金の額	1,134		1,128
うち、再評価積立金の額			
うち、利益剰余金の額	3,640		3,635
うち、外部流出予定額 (△)	△ 11		△ 11
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5		2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1		2
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1		2
うち、適格引当金コア資本算入額			
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,759		4,753
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1		1
うち、のれんに係るものの額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1		1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
前払年金費用の額			
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る十パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1		1
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,758		4,751

リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	23,636		23,512
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			
うち、上記以外に該当するものの額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,763		1,745
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	25,399		25,257
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	18.73%		18.81%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	336	0	0	250	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
外国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
国際決済銀行等向け			0			0
我が国の地方公共団体向け			0			0
外国の中央政府等以外の公共部門向け			0			0
国際開発銀行向け			0			0
地方公共団体金融機構向け			0			0
我が国の政府関係機関向け			0			0
地方三公社向け			0			0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,924	7,184	287	37,404	7,480	299
法人等向け	330	305	12	396	396	16
中小企業等向け及び個人向け	398	232	9	238	112	4
抵当権付住宅ローン	247	84	3	277	94	4
不動産取得等事業向け	304	304	12	267	267	11
三月以上延滞等	43	15	1	15	10	0
取立未済手形	12	2	0	19	3	0
信用保証協会等保証付	3,817	371	15	3,658	357	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			0			0
共済約款貸付			0			0
出資等	172	172	7	171	171	7
(うち出資等のエクスポージャー)			0			0
(うち重要な出資のエクスポージャー)			0			0
上記以外	7,982	14,962	598	7,874	14,615	585
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,094	2,736	109	1,094	2,736	109
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	3,492	8,730	349	3,492	8,730	349
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	120	301	12	30	75	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			0			0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			0			0
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,275	3,194	128	3,258	3,073	123
証券化			0			0
(うちSTC要件適用分)			0			0
(うち非STC適用分)			0			0
再証券化			0			0

リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー			0			0
(うちルックスルー方式)			0			0
(うちマンドート方式)			0			0
(うち蓋然性方式250%)			0			0
(うち蓋然性方式400%)			0			0
(うちフォールバック方式)			0			0
経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額			0			0
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)			0			0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			0			0
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
信用リスク・アセットの額の合計額	49,572	23,636	945	50,573	23,512	940
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	1,763	71	1,745	70		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	25,399	1,016	25,257	1,010		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$
---

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

#### ② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和元年度				令和2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞エクスポージャー		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券			
法人	農 業	247	75	-	9	254	82	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	1	1	-	-	1	1	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業	3,504	-	-	-	3,511	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	37,416	1,486	-	4	38,946	1,541	-	-
	個 人	4,935	4,928	-	26	4,712	4,708	-	15
そ の 他	3,465	-	-	3	3,148	-	-	0	
業 種 別 残 高 計	49,572	6,492	-	42	50,573	6,332	-	15	
残 存 期 間 別	1 年 以 下	36,097	358	-	-	37,343	317	-	-
	1 年 超 3 年 以 下	259	259	-	-	217	218	-	-
	3 年 超 5 年 以 下	327	327	-	-	372	372	-	-
	5 年 超 7 年 以 下	445	445	-	-	352	353	-	-
	7 年 超 1 0 年 以 下	392	392	-	-	354	354	-	-
	1 0 年 超	4,556	4,556	-	-	4,643	4,643	-	-
	期 限 の 定 め の な い も の	7,494	152	-	-	7,288	73	-	-
	残 存 期 間 別 合 計	49,572	6,492	-	-	50,573	6,332	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	22	1	—	22	1	1	2	—	1	2
個別貸倒引当金	33	35	—	33	35	35	6	—	35	6

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和元年度						令和2年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
目的使用			その他	目的使用		その他							
法人	農 業	13	13	—	13	13	—	13	—	—	13	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	19	18	—	19	18	—	18	6	—	18	6	—	
業 種 別 計	33	32	—	33	32	—	32	6	—	32	6	—	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	336	336	-	250	250
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	3,714	3,714	-	-	3,714
	リスク・ウェイト 20%	35,288	649	35,937	35,879	1,544	37,423
	リスク・ウェイト 35%	-	241	241	-	277	241
	リスク・ウェイト 50%	-	23	23	-	415	23
	リスク・ウェイト 75%	-	312	312	-	238	312
	リスク・ウェイト 100%	305	3,683	3,988	-	4,120	4,120
	リスク・ウェイト 150%	-	8	8	-	-	-
	リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	4,707	4,707	-	4,616	4,616
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	35,593	13,673	49,266	35,879	11,460	50,699	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	24	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	2	-	1	151
抵当権付住宅ローン	1	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	1
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	58	-	54	185
合計	86	-	55	338

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

<p>「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。</p> <p>①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。</p> <p>②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。</p> <p>なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。</p>
---

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,665	3,665	3,664	3,664
合 計	3,665	3,665	3,664	3,664

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	元年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方や範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

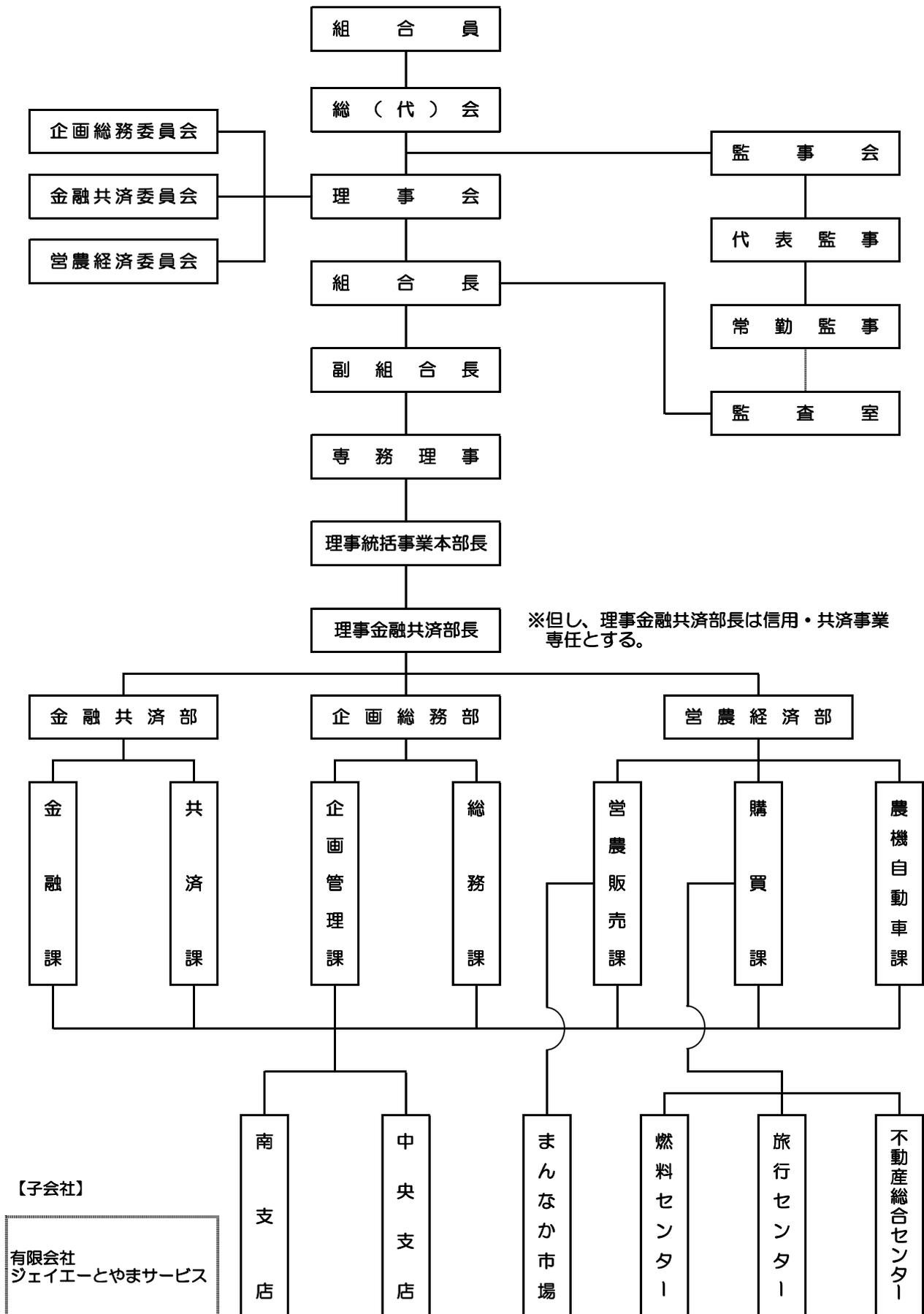
(単位:百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	-	55	8	
下方パラレルシフト	-	-	-	
スティープ化	87	152		
フラット化	-	12		
短期金利上昇	-	-		
短期金利低下	-	-		
最大値	87	152		
	当期末		前期末	
自己資本の額	4,751		4,758	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「ΔNII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

# 【J A の概要】

1. 組織の機構



## 2. 役員一覧

(令和3年2月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	中川俊昭	理事	高安昇
副組合長理事	藤村伸生	理事	村井剛
専務理事	稲田貢	理事	西野眞智子
理事統括事業本部長	高野諭	理事	北野洋子
理事金融共済部長	中野雄一郎	代表常勤監事(員外)	角谷良雄
理事	松田宗和	監事	中川伸一
理事	高安重範	監事	山峯正明

## 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和3年2月現在) 所在地 東京都港区

## 4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
正組合員	2,314	2,261	53
個人	2,311	2,258	53
法人	3	3	0
准組合員	1,941	1,908	33
個人	1,852	1,818	34
法人	89	89	0
合計	4,255	4,169	86

## 5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
年金受給者友の会	2,354名	畜産部会	6名
青年部	47名	酒米振興会	17名
農業者協議会	106名	採種部会	42名
野菜出荷協議会	32名	JA富山市直売会	178名
花き出荷組合	18名	JA富山市オーナー会	18名

当JAの組合員組織を記載しています。

## 6. 地区一覧

富山市南部地域

## 7. 店舗等のご案内

(令和3年2月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	富山市吉岡466番地1	076-429-7555	-
南支店	富山市吉岡466番地1	076-428-1122	1台
中央支店	富山市堀川町210番地	076-425-2888	1台
機械センター	富山市吉岡465番地1	076-429-7922	-
不動産総合センター	富山市堀川町210番地	076-420-7188	-
まんなか市場	富山市堀川町212番地	076-425-7557	-
旅行センター	富山市吉岡467番地1	076-420-8111	-
燃料センター	富山市城村1番地	076-492-0380	1台
物流センター	富山市吉岡467番地1	076-428-0011	-

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<b>&lt;概況及び組織に関する事項&gt;</b>	
○ 業務の運営の組織	83
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	84
○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	84
○ 事務所の名称及び所在地	85
<b>&lt;主要な業務の内容&gt;</b>	
○ 主要な業務の内容	24～30
<b>&lt;主要な業務に関する事項&gt;</b>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	61
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	61
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	61
・経常利益又は経常損失	61
・当期剰余金又は当期損失金	61
・出資金及び出資口数	61
・純資産額	61
・総資産額	61
・貯金等残高	61
・貸出金残高	61
・有価証券残高	61
・単体自己資本比率	61
・剰余金の配当の金額	61
・職員数	61
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	61～72
◇ 主要な業務の状況を示す指標	62・72
・事業粗利益及び事業粗利益率	62
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	62
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	62
・受取利息及び支払利息の増減	62
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	62
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	62
◇ 貯金に関する指標	63
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	63
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	63
◇ 貸出金等に関する指標	63～65・72
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	63
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	63
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	64
・用途別の貸出金残高	64
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	64
・主要な農業関係の貸出実績	65
・貯貸率の期末値及び期中平均値	72
◇ 有価証券に関する指標	68
・商品有価証券の種類別の平均残高	68
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	68
・有価証券の種類別の平均残高	68
・貯証率の期末値及び期中平均残高	72

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<b>&lt;業務の運営に関する事項&gt;</b>	
○ リスク管理の体制	9～10
○ 法令遵守の体制	12～31
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6～8
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13～14
<b>&lt;直近の2事業年度における財産の状況に関する事項&gt;</b>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	35～36
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	66
・破綻先債権に該当する貸出金	66
・延滞債権に該当する貸出金	66
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	66
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	66
○ 自己資本の充実の状況	73～82
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	82
・有価証券	82
・金銭の信託	82
・デリバティブ取引	82
・金融等デリバティブ取引	82
・有価証券店頭デリバティブ取引	82
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	82
○ 貸出金償却の額	82
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	60

